

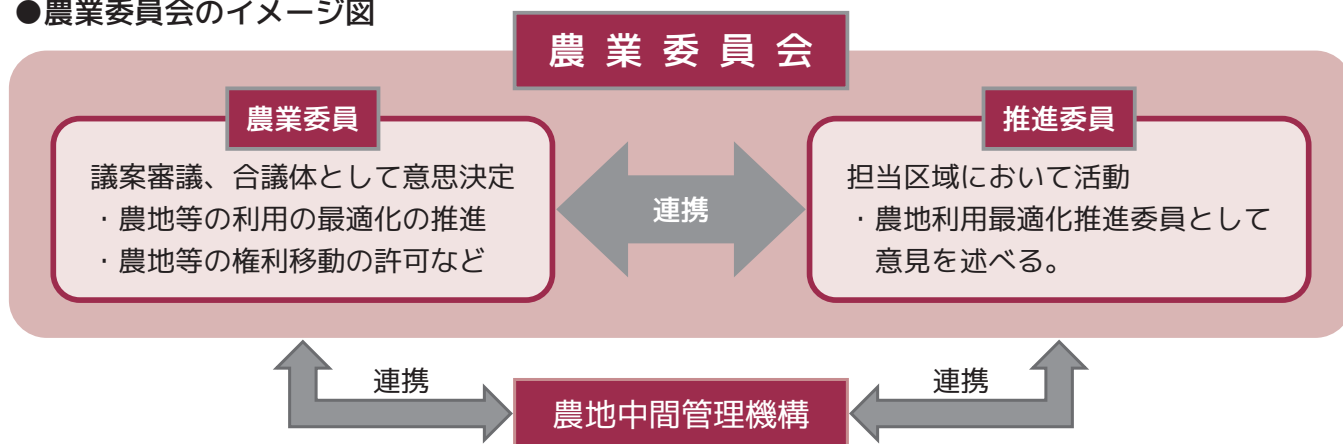
# 松前町農業委員会だより

農業委員会事務局（役場農林畜産課） ☎42-2275⑨231

農地は農業の基盤であり、私達の食料を生産するために必要となる大切な資源です。

農地を耕作目的で売買・貸し借りしたり、宅地や資材置き場・駐車場などに転用し、農業以外の目的に利用したりするときは農地法による許可が必要です。

## ●農業委員会のイメージ図



※農業委員会法が改正され、農地利用最適化推進委員が委嘱されました。

## 知っておきたい農地移動の手続き

### 農地法3条申請

農地を「売買したい」「貸し借りしたい」「贈与したい」などは農地法第3条の許可申請が必要です。（ただし、農地を取得する方は、耕作面積が申請地も含めて10アール以上ないと許可されません）また、所有権移転登記（売買・贈与）には3条の許可書（登記は法務局へ）、農地を相続した場合は、農業委員会に届け出が必要です。

### 農地法4条申請

所有している農地を自己のために転用（農家住宅・倉庫・駐車場など）する場合は、農地法第4条による許可申請書が必要です。

### 農地法5条申請

所有している農地を他人に転用を目的で売買（一般住宅・資材置き場など）する場合は、農地法第5条による許可申請が必要です。

## ◎申請前の準備について

申請地が死亡した人の名義になっている場合は、相続登記を済ませてください。

1筆のうち、一部を申請する場合は、分筆登記を済ませてください。

**申請は毎月15日までに役場内、農業委員会事務局へ持参（もしくは郵送）ください。  
（15日が土・日・休日の場合は前日となります。）**

※申請は本人申請が原則です。（本人から依頼された行政書士も代理申請ができます。）